

■議案第17号 四万十町第3期障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定について

【計画策定の趣旨】

本町では、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に「四万十町障害者計画」及び「障害福祉計画」を策定し、以後、国の障害者施策の制度改正等を踏まえて計画の見直しを行いながら、障害福祉に関する取り組みを進めてきました。

本議案は、「第2期障害者計画（改訂版）」及び「第4期障害福祉計画」が平成29年度末で終了することから、本町の現状及び課題並びに新たな国の制度の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「四万十町第3期障害者計画」、「四万十町第5期障害福祉計画」及び「四万十町第1期障害児福祉計画」を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【計画の法的根拠及び位置付け】

本計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20（平成30年4月1日施行予定）に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定します。

また、策定に当たっては、国の「障害者基本計画・基本指針」や、高知県の「高知県障害者計画・高知県障害福祉計画」等を踏まえるとともに、本町の最上位計画である「四万十町総合振興計画」、福祉政策の基本的な計画である「四万十町地域福祉計画」とも整合を図っています。

「四万十町障害者計画」は、本町における障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画であり、「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置付けになります。

また、「四万十町障害福祉計画」及び「四万十町障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画であり、「障害福祉に関する事業計画」という位置付けになります。

【計画の期間】

計画期間については、「四万十町第3期障害者計画」が平成30年度からの6年間、「四万十町第5期障害福祉計画」及び「四万十町第1期障害児福祉計画」が平成30年度からの3年間としています。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

【提案までの経過】

本計画の策定に当たっては、障害者や関係者等の意見を反映するため、障害者手帳などをお持ちの方を対象として平成 29 年 7 月に実施したアンケート調査結果等を活用するとともに、「四万十町障害者計画等策定委員会」を設置し、障害のある人を取り巻く現状や課題の反映のほか、必要な障害福祉サービス等の見込み量等について、計画に関する協議を行いました。

これと並行して、施策の取り組みに関する庁内での評価、調整を行い、策定作業を行っています。

本年 2 月には計画案がまとまり、意見公募手続が完了したので本議会へ提案するものです。

【基本理念】

本計画では、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」を基本理念として、ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無に関わらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参画できるまちづくりを目指します。

【基本目標】

基本理念として掲げた将来像の実現に向けて、次の 3 つの基本目標を掲げています。

- 基本目標 1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり
- 基本目標 2 日々の暮らしを支える支援体制づくり
- 基本目標 3 自立と社会参加の基盤づくり

【重点課題】

新たな国の制度の動向を踏まえつつ、アンケート調査の結果等から見えた本町の現状、ニーズ、課題を受け、重点的に取り組む課題は、次の 4 つとしています。

- ① 障害への理解と差別解消に向けた啓発
- ② 障害のある子どもへの切れ目のない支援
- ③ 障害のある人の継続的な雇用・就労への支援
- ④ 地域生活支援の強化

【成果目標及び見込量】

障害福祉の充実のための成果目標については、国の基本指針に即して定めるものとされていますが、本町では、受け皿となる社会資源の不足や人材不足など支援体制が十分でない地域特性等もあることから、基本指針に定められる目標値の達成が困難な場合もあり、「四万十町の方針」を記述し、地域の実情に応じた成果目標を設定しています。

また、障害福祉サービス等の提供を計画的に推進し、円滑な実施を確保するために、各年度における「指定障害福祉サービス」「地域生活支援事業」「障害児通所支援等」の種類ごとの必要な量の見込み、実施に関する事項及び見込み量の確保の方策については、これまでの実績や障害者等の状況を踏まえたうえで定めています。

【計画の進捗管理】

本計画を着実に実行していくため、進捗状況の点検及び評価については、「四万十町障害者自立支援協議会」で行うこととします。

【根拠法令】

障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～7 略

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（2） 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み

（3） 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1） 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策

（2） 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7～11 略

児童福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行予定抜粋）

- （市町村障害児福祉計画）
- 第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1） 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - （2） 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - （1） 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - （2） 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4～5 略
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7～8 略

四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）抜粋

- （法第 96 条第 2 項の議決事項）
- 第 11 条 法第 96 条第 2 項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。
- （1）～（7） 略
 - （8） 障害者計画・障害者福祉計画
 - （9） 略